

アフターコロナ対応

制度名	伴走支援型特別保証制度	県制度 収益力改善伴走支援型特別資金	事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)	県制度 経営改善サポート資金	アドバンス3000保証
対象者	次のいずれかに該当し、かつ「経営行動計画書」を策定した中小企業者 ①SN4号の認定を受けていること ②SN5号の認定を受けていること ③売上高又は利益率が5%以上減少していること ④激甚災害（令和6年能登半島地震による災害に限る）について、災害救助法が適用された地域に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと		経営サポート会議や 中小企業活性化協議会等の支援により作成した再生計画等に従って事業再生に取り組む中小企業者		一般的な事業資金が早急に必要な中小企業者 ただし、業歴、CRDスコアリング等の要件あり
貸付限度額	1億円			個人・法人：2億8,000万円 組合：4億8,000万円	3,000万円
保証期間	一括返済：1年以内 分割返済：10年以内	10年以内	一括返済：1年以内 分割返済： 15年以内	15年以内	3年以内
返済方法	一括返済 分割返済(5年以内の据置可)	一括返済 分割返済(5年以内の据置可)	一括返済 分割返済(5年以内の据置可)	分割返済(5年以内の据置可)	一括返済
貸付利率	金融機関所定利率	責任共有：年 1.40% （固定） 責任共有外：年 1.25% （固定）	金融機関所定利率	責任共有：年 1.65% （固定） 責任共有外：年 1.50% （固定）	年 2.50% （固定）以下
借入時の 信用保証料率	対象者欄①②④：年 0.20% 対象者欄③：年 0.20～1.15%		責任共有：年 0.80% 責任共有外：年 1.00%	責任共有：年 0.80% 責任共有外：年 1.00%	責任共有：年 0.45～1.35% 責任共有外：年 0.50～0.91%